

財務省告示四百三十九号

関税定率法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第十七号）の一部の施行に伴い、報復関税等に関する政令（平成六年政令第四百十八号）第一条の規定に基づき、アメリカ合衆国を原産地とする玉軸受等について関税定率法第六条第一項の規定により報復関税を課することを決定した件（平成十八年八月財務省告示第三百二十七号）の一部を次のように改正し、平成十九年一月一日から適用する。

平成十八年十一月十日

財務大臣 尾身 幸次

第二号の表その他の合金鋼のフラットロール製品の項中「七二二六・九九〇一〇」を「七二二六・九九一九〇」に改め、同号の表フレキソ印刷機の項中「八四四三・三〇〇〇〇」を「八四四三・一六〇〇〇」に改める。